

志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会 第11回検討会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和4年12月13日（火）午後6時15分から午後7時30分まで
 - 2 開催場所 グリーンカレッジホール 3階 教室1
 - 3 出席者 検討会委員16名【欠席者12名】
学校配置調整担当課長、新しい学校づくり課長
新しい学校づくり課学校整備係長
新しい学校づくり課学校配置調整第一係長
新しい学校づくり課職員2名
 - 4 傍聴者数 16名
-

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、マスクの着用や検温、手指の消毒、会場の換気を行うなどの取組を実施した。

1 開会

2 検討会会長 挨拶

3 近隣住民への説明会に関する報告事項【資料2】

令和4年11月19日（土）に、志村四中の近隣にお住いの方向けに、小中一貫型学校の設計案の概要等に関する説明会を行い、学校活動による音や視線等の不安、生活環境に対する配慮や学校配置案への反対といった意見について検討会委員へ報告を行った。

また、12月2日の文教児童委員会での陳情審査の結果についても報告した。

4 検討事項（主な意見・質問に対する事務局の回答等）

（1）校舎設計案の概要について【資料1】

小中一貫型学校の設計案について、校舎配置図及び各階平面図等を示して概要説明を行い、意見交換を行った。

委員：校舎の各階平面図を見ると、2階の体育館（小）は地域開放・連携ゾーンとして赤い点線で囲まれているが、4階の体育館（中）はそのような表記がされていない。

これは、体育館（中）は地域開放しないということか。

事務局：体育館（中）は主に部活動等で使用することを想定しているため、現時点では地域開放・連携ゾーンに含めていない。ただし、今後実際の使用を

検討する中で、開放する時間が確保できるようであれば、地域開放を行うことも考えられる。

委員： グラウンドの広さについて、今後検討を深めたとしても、現在示されている以上の広さを確保することは難しいのではないかと思う。

陸上トラックは 150 メートルを想定しており、「他校と同程度である」という説明であったが、個人的な感覚としてはやや小さいように思う。また、サッカーコートや直走路が校舎及び植栽等に近く、児童・生徒が衝突する危険があるように感じるが、どのように考えるか。

事務局： 陸上トラックについて、区内中学校の平均は約 160 メートルであるため、小中一貫型学校で想定している 150 メートルの陸上トラックを「他校と同程度」と説明した。

陸上トラックの大きさについては現時点で確定しているわけではなく、安全確保の観点から今後検討を深め、設定していきたいと考えている。

植栽についても同様に、配置図に示している内容で確定しているわけではない。安全に運動できる設えとすることを最優先に考え、今後検討を進めて行く。

委員： 配置図の校庭敷地の右上に台形型のスペースが描かれているが、何を示しているか。

事務局： 体育倉庫等の設置を想定している。

委員： 体育倉庫がこの位置にあると、陸上トラックとの距離が近いように思う。陸上トラックやサッカーゴール等と、校舎や植栽等との距離について、児童・生徒の安全を確保するための基準はあるのか。

事務局： 陸上トラックやサッカーゴール等と、校舎や植栽等との距離についての基準はないが、安全に使用できる配置となるよう検討を進めて行く。

委員： 体育倉庫を校庭に設置するのではなく、校舎 1 階にスペースを作ることも想定できるのではないか。また、植栽も可能な限り最小限とし、グラウンドを少しでも広くとれるようにすべきと考える。

事務局： 法令上必要となる緑化面積等の条件を踏まえ、グラウンドが安全な設えとなるよう検討を進めて行く。

委員： 校舎南側の広場については、地域開放を行うことは想定しているか。

事務局： 広場はあいキッズの遊び場として想定している。

あいキッズの運営がない期間については、地域開放についても検討可能と考える。

(2) 第7回通学区域・通学路作業部会（以下、「通学区域作業部会」という。）の報告について【資料3】

① 志村四中の通学区域外であり、且つ学びのエリア不整合となっている区域について

第10回検討会において、現状の志村四中の通学区域のうち、前野小・志村二小の通学区域にあたる部分を他の中学校の通学区域へ変更する方向性でまとまった。第7回通学区域作業部会では、当該変更と併せて、志村四中の通学区域外であり、且つ学びのエリア不整合となっている区域について、志村四中の通学区域へ変更することの適否について意見交換を行った。

<志村四中の通学区域外であり、且つ学びのエリア不整合となっている区域>

★1	志村坂下小の通学区域のうち、志村三中の通学区域
★2	志村坂下小の通学区域のうち、志村五中の通学区域
★3	緑小の通学区域のうち、中台中の通学区域
★4	北前野小の通学区域のうち、中台中の通学区域

※詳細は資料3_別紙2のとおり

事務局： 第7回通学区域作業部会においては、★1、★2、★4の区域を変更した場合、現状よりも通学距離が遠くなってしまうことや町会・支部(青健)との関係性を考慮し、変更を行わない方向となった。

★3の区域については、緑小関係者間での協議を待ち、その結果を踏まえて方向性を確認していくこととなった。緑小関係者間における協議結果について伺いたい。

委員： 結論としては、通学区域の変更を行わない方向としたい。

緑小の通学区域内に居住している方のうち、小中一貫型学校として開校する予定となっている令和9年4月以降に志村小学校へ入学する見込みの保護者等から話を伺った。他校と同様に、変更した場合に通学距離が現状より遠くなってしまうことを懸念する意見や、小中一貫型学校の設計や運営についてより具体的になった段階でないと判断が難しいという意見等、様々な意見があり、集約が困難であることから、通学区域変更は行わず、現状を維持すべきであるという結論となった。

事務局： 緑小関係者間における協議結果を受け、緑小の通学区域である★3の区域についても、変更を行わない方向とする。

志村四中の通学区域変更の検討結果についてまとめると、現状の志村四中の通学区域から、前野小及び志村二小の通学区域にあたる区域を、他の中学校の通学区域へ変更し、学びのエリアとの整合を図る方向となる。前野小は上板橋三中と学びのエリアを構成しているため、当該変更により、通学区域と学びのエリアの整合を図ることができる。

変更については、今後、上板橋三中においても本検討会の意向を踏まえて検討を行い、最終的な結論を出す予定である。

会 長： ここまでの説明及び意見を受けて、志村四中の通学区域変更については、現状の志村四中の通学区域から、前野小及び志村二小の通学区域にあたる区域を、他の中学校の通学区域へ変更する方向とし、これを検討会の意向とする。

《一同同意》

② 志村小の移転及び通学区域の変更に伴う通学路の設定について

小中一貫型学校の開校に伴い、志村小の移転及び通学区域の変更が予定されていることから、通学路の一部変更及び新規設定が必要となるため、通学路設定の基本的な考え方及び検討の流れについて説明を行った。

《意見・質問無し》

(3) 第6回学校名・校歌・校章作業部会（以下、「学校名作業部会」という。）の報告について【資料4】

小中一貫型学校の名称について、児童・生徒・保護者等に向けてアンケートを実施した結果、「志村城山学園」が最も多く選ばれた。

第6回学校名作業部会では、アンケート結果を踏まえて名称案の絞り込みを行い、「志村城山学園」を学校名とすることを検討会へ諮る方向でまとまった。

委 員： アンケートで最も多く選ばれている点を踏まえると、「志村城山学園」を検討会としての最終的な名称案とすることは妥当だと思う。

また、かつて志村城があったことを象徴する「城山」が使われている学校名となることは、個人的にも嬉しい。

委 員： 最終的な名称の決定は教育委員会において行うということは、最終的にアンケートに掲載した5つの名称案と全く違った名称となることもあり得るということか。

事務局： 教育委員会では、アンケートに掲載した5つの名称案やアンケート結果、検討会の意向を踏まえて最終決定を行う。

委員： 校名が「志村城山学園」となった場合、校名の前に「板橋区立」は付くのか。近い場所に「東京都立志村学園」があるため、混同しないよう配慮が必要だと思う。

事務局： 小中一貫型学校の校名に「板橋区立」をつけるか否かについては、今後検討を行う。

現在検討している名称は、小中一貫型学校を象徴する名称であり、現行の「東京都板橋区立志村小学校」・「東京都板橋区立志村第四中学校」という名称についても、小学校・中学校それぞれの名称として存続する。

「東京都立志村学園」と混同しないよう配慮が必要であるという視点は事務局としても持っているため、その点を踏まえて検討を進めて行く。

会長： 名称案については、予め設定した名称案の作成手順に沿って検討を進めており、アンケートの結果を踏まえ、学校名作業部会において「志村城山学園」を最終的な名称案として検討会へ諮ることとなった。

他に質問・意見等が無いようであれば、検討会としても「志村城山学園」を名称の最終的な案とする方向で、検討のまとめとする。

《一同同意》

5 その他意見

委員： 前回の検討会において、小中一貫型学校へ週3回程度はスクールカウンセラーを派遣して欲しいと要望し、今後検討していくという回答であった。現在の検討状況について聞きたい。

事務局： スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の必要性については区においても十分に認識している。当該職員は基本的に東京都による配置となるが、現在、区として独自に配置することについて予算要求を行っている。

その他の方法についても、所管の教育支援センターと協議を深め、十分な体制整備ができるよう検討していく。

6 事務局からの事務連絡

次回の検討会の開催日時について

7 次回予定

第12回検討会（予定）

日時：令和5年1月24日（火） 18時15分から（予定）

場所：グリーンカレッジホール 3階 教室1